

答 申

1. 当審査会の結論

本件異議申し立てには、理由がない。

2. 異議申し立ての経緯

異議申立人は、平成5年8月17日に、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条に基づき、市長（以下「実施機関」ということがある。）に対し、「市長の行動表及び週間予定表H4年度分」の開示を請求したが、実施機関は、同年8月30日に、非開示とする決定を行ったので、これに対し異議を申し立てるといものである。

3. 実施機関による本件決定の理由説明要旨

実施機関による本件決定の理由説明の要旨は次の通りである。

市長の日程は、「年間日程記入ノート」、「週間日程表」及び「日々の日程表」の3種類により把握している。

「年間日程記入ノート」は、随時、追加・変更・削除が行われるが、当日の追加・変更・削除は通常記入されず、また修正を省略することがある等、流動的なものである。

「週間日程表」及び「日々の日程表」は、「年間日程記入ノート」を基に作成され、各人が連絡事項を記入する等備忘メモとして利用し、日程終了後、随時処分されている。

以上3種類の文書は、特に決裁、供覧等を受けるわけではなく、下書き原稿、備忘メモに類するものとして職員が職務を執行する過程において作成した事務処理上の補助的な文書であるため、条例にいう「公文書」に該当しないと考えられるので、非開示決定を行った。

4. 当審査会の判断

(1) 市長の行動表及び週間予定表の開示について

異議申立人が開示を求めているのは、「市長の行動表及び週間予定表」である。現実にもこのような名称の書類が実施機関によって作成されているわけではないが、異議申立人の開示

請求の趣旨に照らし、当審査会は、秘書室職員が市長の日程に関して作成する「年間日程記入ノート」、「週間日程表」及び「日々の日程表」の3種類の書類（以下「日程ノート等」と言う。）が開示請求の対象であると解し、以下、その開示の適否について判断する。

条例にいう「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図書、図画、写真、フィルム及び磁気テープその他これに類するもので、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きが終了し、当該実施機関が管理しているもの」に限られる（条例第2条第2号参照）。

日程ノート等は、実施機関の職員が職務上作成する文書であると認められる。しかし、日程ノート等が「決裁、供覧その他これらに準ずる手続きが終了し、当該実施機関が管理しているもの」に該当するかについては、問題がある。

そもそも、日程ノート等の備え付けや保存については、条例・規則・要綱等による明確な規定があるわけではない。またその作成の趣旨にさいては、 - - 当日生じた変更等は通常もはや書き込まれないのであるから - - 市長の真正な行動記録を作成して保存するのが目的であるとは到底言えない。

このような実態に照らして考えると、日程ノート等は、市長の行動に関する正式な計画ないし記録ではなく、むしろ、秘書室職員が市長の日程調整事務を円滑に処理するために作成したメモ的な性格のものとするべきである。

また、条例第2条第2号の「決裁、供覧その他これらに準ずる手続きが終了し」の文言にはやや不明確な点もあるが、公開を原則とする条例の趣旨からすれば、この部分は必要に応じて広く解釈することが望ましく、行政機関として一定のまとまった意思や認識を表示するに至ったものは原則としてこれに該当すると解するのが適当である。しかし、こう解するにしても、日程ノート等は、行政機関としての一定のまとまった意思や認識を表示したものとは言えず、結局、条例上の「公文書」に該当しないと考えざるを得ない。

以上の検討の結果、日程ノート等は「公文書」に該当せず、その開示を求める本件異議申立てには、理由がないと考えられる。

(2) 結論

以上の通り、当審査会は、本件異議申立てには理由がないと判断する。

(3) その他

当審査会の判断は以上であるが、市長の行動記録について一言付け加える。

日程ノート等が条例に基づく開示請求の対象にならないと解されることは前記の通りである。しかし、行政のあるべき姿を考えた場合、市長という重要な公職にある者の正式な行動記録があつてしかるべきだとの見解は十分考慮に値する。真に民主的かつ開かれた市政の実現のためにも、市長の正式な行動記録を作成・保存し、公文書として開示請求の対象とする制度を市が真剣に検討するよう希望する。

5. 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成5年10月18日	・ 諮問を受けた。
平成5年11月17日 (第1回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
平成5年11月24日	・ 異議申立人から意見書(第一次)を受理した。
平成5年12月1日 (第2回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
平成5年12月9日	・ 実施機関から理由説明書を受理した。
平成5年12月13日	・ 異議申立人から意見書(第二次)を受理した。
平成5年12月15日 (第3回審査会)	・ 諮問の審議を行った。